

平成24年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成24年3月27日(火) 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 星野委員, 山本委員

4 欠席委員 河村委員

5 事務局 種田生涯学習部長, 岡野学校教育部長, 小林生涯学習部次長,
岡崎生涯学習部次長, 渡邊管理課長

6 傍聴者 なし

7 付議事項

日程第1 議案第1号 函館市立小・中学校再編計画の決定に関し, 議決を求めることについて

日程第2 議案第2号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第3号 函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第4号 函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第5号 函館市教育委員会事務局専決および代決規程の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第3 議案第6号 函館市奨学金貸与条例施行規則の廃止に関し, 議決を求めることについて

議案第7号 函館市育英金支給条例施行規則の廃止に関し, 議決を求めることについて

議案第8号 函館市入学準備金貸付条例施行規則の廃止に関し, 議決を求めることについて

日程第4 議案第9号 函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第10号 函館市芸術ホール駐車場管理規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第11号 函館市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第5 議案第12号 教育財産の用途変更に関し, 議決を求めることについて

日程第6 議案第13号 函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて

日程第7 議案第14号 平成24年度全国学力・学習状況調査の実施に関し、議決を求めることについて

日程第8 報告事項 ・専決処分の報告について(和解について)

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、星野委員を選任。
- 日程第1、議案第1号「函館市立小・中学校再編計画の決定に関し、議決を求めることについて」諮る。

■学校教育部長

- 議案第1号「函館市立小・中学校再編計画の決定に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 先月の臨時会においては、担当参事からパブリックコメントの実施結果や素案の内容を変更することなく計画案としたことについて説明したが、今月8日に開催された総務常任委員会において、計画案の文言について指摘があった。
- 計画案の22ページになるが、その中段に白抜きで統合同意書・要望書の提出（保護者）と記載していたが、統廃合の手続きにおいて、保護者の同意が書類である必要性や同意を求める相手が保護者だけである点に疑義があるとの指摘があった。
- 事務局としては、総務常任委員会の議論を踏まえ、計画案のこの部分を「統合の同意（保護者、地域等）」に修正した。
- これまで、委員の皆様には、再編計画の策定に向けて、各場面で検討していただいたが、本日は、再編計画の決定について諮るのでよろしくお願ひしたい。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第5号「函館市教育委員会事務局専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号から議案第5号までの4件について、順次、説明する。
- まず、議案第2号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、機構改革に伴い規定を整備するものである。
- まず、第2条の組織であるが、機構改革により、生涯学習課と文化振興課を統合し、「生涯学習文化課」にしようとするものである。
- 続いて、第3条の事務分掌であるが、生涯学習文化課について、生涯学習課と文化振興課の統合により、規定を整備しようとするものであるが、生涯学習課で所管している青少年教育以外の青少年に関する業務を新設する子ども未来部へ移管することにより、規定を削除しようとするものである。
- また、保健給食課および教育事務所で所管している奨学金や育英金、入学準備金などに関する業務についても子ども未来部へ移管するため、規定を削除しようとするものである。

- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、議案第3号「函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、機構改革に伴い規定を整備するものである。
- まず、奨学金や育英金、入学準備金などに関する業務を子ども未来部へ移管することにより、教育長に委任する事項から除かれる事項に係る規定から削除し、教育長等が専決できる事務のうちから、奨学生の選定に関する規定を削除しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、議案第4号「函館市教育委員会公印規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、機構改革に伴い規定を整備するものである。
- 生涯学習課と文化振興課の統合により、公民館および亀田公民館の事務用として使用する公印の管守者である「生涯学習課長」を「生涯学習文化課長」に改めようとするものである。
- なお、この条例の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、議案第5号「函館市教育委員会事務局専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、機構改革に伴い規定を整備するものである。
- 個別専決事項の表であるが、生涯学習課と文化振興課の統合により、文化振興課の項を削り、「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に改めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号から議案第5号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第6号「函館市奨学金貸与条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」から議案第8号「函館市入学準備金貸付条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第6号「函館市奨学金貸与条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」、議案第7号「函館市育英金支給条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」および議案第8号「函館市入学準備金貸付条例施行規則の廃止に関し、議決を求めることについて」の3件について、一括して説明する。
- このたびの改正は、機構改革に伴い、奨学金、育英金および入学準備金に関する業務が子ども未来部へ移管されるため、それぞれ規則を廃止しようとするものである。
- なお、これらの規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第6号から議案第8号までは原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第9号「函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第11号「函館市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第9号から議案第11号までの3件について、順次、説明する。

- まず、議案第9号「函館市郷土館条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、恵山郷土博物館の休館日を変更するために規定を整備するものである。
- 恵山郷土博物館の開館期間については、5月1日から8月31日までの4か月間としていたが、例年、7月・8月の利用者が極端に少ないことから、開館する期間を約2か月間短縮し、ゴールデンウィークを含めた4月25日から6月30日までにしようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、議案第10号「函館市芸術ホール駐車場管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、函館市芸術ホール条例の一部改正に伴い、規定を整備するものである。
- 芸術ホール駐車場の駐車券の裏面に記載している施設使用者以外の料金について、同条例の一部改正により、五稜郭観光駐車場の使用料の額と同額としたため、規定を整備しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、議案第11号「函館市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、スポーツ推進委員の職務の見直しに伴い、規定を整備するものである。
- スポーツ推進委員の職務については、分担する地域において行うこととしていたが、今後は、その枠にとらわれず、市全域で活動していただくよう、規定を整備するとともに、市が行うスポーツ行事等の企画運営にも参画していただくよう、職務を明確にしようとするものである。
- なお、この条例の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第9号から議案第11号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第12号「教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第12号「教育財産の用途変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 函館市地域体育施設のうち、南茅部地域の磯谷体育館および磯谷グラウンドについては、昨年の第4回市議会定例会で条例改正を行い、平成24年3月31日をもって廃止することとしたが、埋蔵文化財の発掘調査等で出土する遺物の増加に伴い、保管場所の確保が必要となったことから、本年4月1日より磯谷体育館を磯谷埋蔵文化財保管庫として利用しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第12号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第13号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第13号「函館市スポーツ推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」説明する。

- 委員の任期満了に伴い、池上収 氏ほか56名を平成24年4月1日から平成26年3月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第13号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第14号「平成24年度全国学力・学習状況調査の実施に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第14号「平成24年度全国学力・学習状況調査の実施に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件については、このたび、道教委から希望利用方式に参加する全ての市町村に対し、平成22年度と同様に北海道が同調査の採点・集計等を行うこととして準備を進めていることに加え、別紙のとおり「北海道における採点・分析・結果の送付等スケジュール(案)」として概要が示された。
- これによると、文部科学省が抽出調査の対象とした学校に加え、対象外の学校についても、希望利用校として同一の問題用紙の提供を受け、原則、国と同じ4月17日(火)に調査を実施し、その解答用紙を道の指定業者が回収して業者および道教委が採点・集計のうえ、最終的には国のデータと合体し、北海道全体で分析した結果を報告書にとりまとめることになる。
- 事務局としては、採点・分析等にかかる市の費用負担もなく、国の抽出調査対象校だけでなく、対象外の学校についても全国的なデータや傾向を参考としながら、当市の学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てていけるよう、当該事業を活用し、新年度の全国学力・学習状況調査に希望利用調査として参加したいと考えている。

■橋田委員長

- 議案第14号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、報告事項「専決処分の報告について」報告を求める。

■学校教育部長

- 報告事項「専決処分の報告について」の和解についてであるが、奨学金返還請求事件に係る訴えの提起を行ったことから、平成24年2月28日に口頭弁論が開かれ、被告金谷麻衣および金谷弘子との和解が成立したため、平成24年2月28日に市長が専決処分をしたものである。
- なお、和解の内容については、被告が平成24年3月に8,400円、平成24年4月から平成25年3月まで月6,000円ずつ未返還の奨学金を支払うことになっている。
- この件については、第2回市議会定例会に子ども未来部から報告する予定となっている。

■終了宣言

- 午後2時22分

議事録署名人 小葉松 洋 子
" 星 野 立 子

調製者庶務係 田 中 修 一